

平成28年 第1回臨時会

# 東 御 市 議 会 会 議 録

平成28年 5月16日 開会

平成28年 5月16日 閉会

東 御 市 議 会

# 平成28年東御市議会第1回臨時会議事日程（第1号）

平成28年5月16日（月） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第38号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求め  
ることについて
- 第 6 議案第39号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例の専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第40号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて
- 第 8 議案第41号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて
- 第 9 議案第43号 東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第42号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第44号 副市長の選任について
- 第12 議案第45号 教育委員会委員の任命について
- 第13 議案第46号 監査委員の選任について
- 第14 議案第47号 監査委員の選任について
- 第15 議案第48号 公平委員会委員の選任について
- 第16 選挙第 1号 東御市選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第17 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

---

### ◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちまして、4月1日付で人事異動がありましたので、副市長から地方自治法第121条の規定による説明員の報告と紹介のための発言を求められていますので、これを許可します。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） おはようございます。

4月1日付の人事異動によりまして、説明員に異動がありましたので紹介をさせていただきます。最初に部長職を申し上げます。都市整備部長、寺島尊でございます。

○都市整備部長（寺島 尊君） どうぞよろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 次に課長職でございます。建設課長、土屋親功でございます。

○建設課長（土屋親功君） よろしく願いします。

○副市長（田丸基廣君） 子育て支援課長、坂口光枝でございます。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） どうぞよろしく願いします。

○副市長（田丸基廣君） 以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ただいまから平成28年東御市議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、窪田俊介君及び佐藤千枝さんを指名します。

---

#### ◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日1日に決定しました。

---

#### ◎日程第 3 諸般の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

報告第1号 平成27年度東御市水道事業会計予算繰越について報告を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） おはようございます。

報告第1号 平成27年度東御市水道事業会計予算繰越につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 平成27年度東御市水道事業会計予算繰越について。

平成27年度東御市水道事業会計予算について、別紙のとおり予算繰越をしたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。水道事業会計において、翌年度へ繰越する事業は、資本的支出委託料、姫子沢・西宮配水系統検討基本設計業務委託1件で、配水系統の見直しに不測の日数を要したため372万6,000円を繰り越したもので、事業完了につきましては平成28年6月30日を予定しております。

なお繰越事業の財源につきましては、計算書中中ほどの財源内訳のとおりでございます。

以上、報告をいたします。

---

#### ◎日程第 4 市長招集あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

風にそよぐ木々の緑がまぶしい季節となりました。

本日ここに、平成28年東御市議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まずは4月に発生しました平成28年熊本地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族及び関係者の方々に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

市といたしましては、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定に基づき、救援物資を被災地へ送りました。また、市役所、温泉施設、道の駅など9カ所に募金箱を設置し、義援金を受け付けております。今なお続く余震が終息することを念じますとともに、一日も早く被災された皆様が安らかな生活を取り戻されますことをお祈り申し上げます。

さて、先般の市長選挙におきましては、市民の皆様をはじめ多くの方々から力強いご支援を賜り、三たび東御市政を担う役割を与えていただき、深く感謝申し上げます。改めてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。3期目の市政運営に当たりましては、初心に返り、「持続可能な美しいふるさとづくり」を進めるとともに、「小さくともキラリと光る東御市」を目

指し、職員とともに進めてきた2期8年間の実績を踏まえ、公約実現のために全身全霊を傾け、粉骨砕身、市民の皆様のために全力で取り組んでまいり所存でございます。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、引き続き絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私は4年前に選挙公約で掲げた「互いに支え合うまち」「お産ができて子育てしやすいまち」「魅力あふれるまち」「移住者をいざなうまち」の実現に向けて、これまで様々な施策の種をまき、育ててまいりました。そしてこれからの4年間はこれらの実現に向け、今までの流れをとめず、大きく実を結ぶよう、まちづくりを行ってまいりたいと考えております。

今般、提案申し上げます案件は、報告案件1件、専決処分の承認案件4件、補正予算案件1件、条例改正案件1件、人事案件5件の合わせて12件でございます。

まず報告第1号 平成27年度水道事業会計予算繰越につきましては、27年度に予算化されていた事業の28年度への繰越を地方公営企業法の規定により、議会に報告いたすものでございます。事業名及び金額等の概要につきましては、既に前段の「諸般の報告」において、担当の部長から説明を申し上げたとおりでございます。

議案第38号から議案第41号までの4件につきましては、法の定めにより3月31日に行った専決処分について、それぞれ地方自治法の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

そのうち議案第38号 平成27年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、地方交付税等の増額と、それに伴う基金繰入金の減額、また、国・県の補助金等の確定に伴う所要の補正、翌年度への繰越明許費などでございます。

議案第39号から議案第41号までの3件につきましては、既存条例の一部を改正するもので、地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の所要の改正について専決処分いたしましたものでございます。

議案第42号 平成28年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、監査委員の1名増に係る予算の増額でございます。

議案第43号 東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、監査委員の定員を3名に改正するものでございます。

それぞれ詳細につきましては、関係部長から提案の説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

議案第44号から議案第48号までの5件につきましては、この先4年間、私を支えていただく副市長をはじめ各執行機関の委員の選任及び任命に関する人事案件でありまして、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

なお、今後の具体的な施策につきましては、6月に招集を予定しております第2回定例会におきまして、市政運営に係る所信表明としてお示しをいたし、ご審議いただくこととしておりますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

以上、市長 3 期目に当たっての基本的な考え方と、今臨時会に提案する議案の概要を申し上げますが、いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、ご承認、ご決定及びご同意を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げ、本議会招集のごあいさつといたします。

---

**◎日程第 5 議案第 38 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認を求めることについて**

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 5 議案第 38 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第 38 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成 27 年度東御市一般会計補正予算書をお願いいたします。この補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

専第 2 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 10 号）でございます。今回の補正は、平成 27 年度一般会計予算の最終補正でございまして、事業費や国、県の補助金、交付金等が確定したため、所要の予算補正を行い、3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,535 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 153 億 6,660 万 1,000 円とするもので、第 2 項補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第 2 条、繰越明許費につきましては、第 2 表繰越明許費によるものでございます。

第 3 条、地方債の変更につきましては、第 3 表地方債補正によるものでございます。

4 ページから 6 ページの説明は省略させていただきます。

7 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費でございます。ご覧の 13 の事業について繰越をお願いするものでございます。いずれも年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越して予算を使用するためのものでございます。

款2 総務費項1 総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ対策事業につきましては、情報セキュリティ強化を図るためのシステム構築を行う事業でございますが、システム仕様の作成に不測の日数を要したため1,790万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

項4 選挙費、選挙人名簿システム改修委託につきましては、選挙人名簿登録制度見直しに伴うシステム改修委託でございますが、改修に伴う他業務との調整に不測の日数を要したため10万8,000円を繰り越したもので、事業完了は5月31日を予定しております。

款3 民生費項1 社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、所得の少ない高齢者に対して1人3万円を支給する事業でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため1億972万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年12月31日を予定しております。

次に、地域密着型サービス等整備事業補助金につきましては、要介護者の在宅介護を支援するための小規模多機能型の居宅介護事業所を整備する補助金でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため3,200万円を繰り越したもので、事業完了は8月19日を予定しております。

項2 児童福祉費、子ども子育て支援システム改修委託につきましては、法改正に伴うシステム変更の仕様の作成に不測の日数を要したため委託料74万6,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

款4 衛生費項2 清掃費、生ごみリサイクル施設建設工事につきましては、平成28年度交付予定の国の交付金が平成27年度に前倒し交付されたため工事請負費1億7,723万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

款5 農林水産業費項1 農業費、荒廃農地復旧対策事業補助金につきましては、立木等の撤去作業に不測の日数を要したため611万8,000円を繰り越したもので、事業完了は11月30日を予定しております。

6次産業化推進事業につきましては、ワインのブランド化推進のための事業でございますが、関係者との協議に不測の日数を要したため800万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

次に祢津御堂地区関連事業につきましては、測量、用地取得などについて県営事業との調整に不測の日数を要したため826万6,000円を繰り越したもので、事業完了は10月21日を予定しております。

款6 商工費項1 商工費、商工業振興助成事業につきましては、条例に基づく事業所建築にかかわる補助金でございますが、関係者との協議に不測の日数を要したため459万円を繰り越したもので、事業完了は5月31日を予定しております。

DMO構築による山岳高原観光推進事業につきましては、観光マーケティング調査、分析等に要する委託料について、その仕様書作成に不測の日数を要したため1,010万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

款7 項2 道路橋りょう費、市単独道路工事改良工事につきましては、県・東深井線測量概略設計

委託料でございまして、関係者との協議に不測の日数を要したため410万4,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

項5住宅費、日向が丘団地第2期建設工事につきましては、工事に当たり関係者との協議に不測の日数を要したため1億4,046万円を繰り越したもので、事業完了は5月31日を予定しております。

8ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。変更でございまして、いずれも事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

まず施設整備事業債につきましては、補正後の限度額を760万円とするもので、20万円の減額となりまして、小型ポンプ軽積載車等整備事業によるものでございます。

公共事業等債につきましては、補正後の限度額を4,290万円とするもので、2,020万円の減額となります。主なものといたしましては道路舗装等修繕事業及び道路後退用地整備事業の減などによるものでございます。

公営住宅建設事業債につきましては、補正後の限度額を1億5,660万円とするもので、2,690万円の減額となります。日向が丘団地建設事業などによるものでございます。

全国防災事業債につきましては、補正後の限度額を5,450万円とするもので、770万円の減額となります。小学校及び中学校の非構造部材耐震補強整備事業によるものでございます。

緊急防災減災事業債につきましては、補正後の限度額を3,510万円とするもので、70万円の減額となります。中央公園の第一体育館非構造部材耐震補強整備事業によるものでございます。

9ページから11ページまでは省略をさせていただきます。

また飛びますが、22ページをお願いいたします。初めに歳出について申し上げます。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費196万4,000円の減額は、職員給料の確定に伴う職員退職手当基金積立金の減額でございます。目2文書広報費は、県補助金の確定に伴う財源補正でございます。目5財産管理費の(4)市有林等造林事業費12万円の減額は、市有林保育委託料の確定によるものでございます。(10)財政調整基金積立金11万円の増額は、基金利子の確定による積立金の増額でございます。(14)人材育成事業基金積立金24万円の減額は、育英資金貸付金の回収金の確定によるものでございます。目10生活環境費につきましては、県補助金の確定に伴う財源補正でございます。

24ページをお願いいたします。項3戸籍住民登録費目1戸籍住民基本台帳費735万9,000円の減額は、マイナンバー制度関連の事務の委任交付金におけます個人番号カード発行枚数の実績による減額でございます。

款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費につきましては、国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。

項2児童福祉費目2保育園費につきましては、国、県補助金、保育料及び基金繰入金などの確定に伴う財源補正でございます。

26ページをお願いいたします。中ほどの目4子育て支援費につきましては、国、県補助金などの

確定に伴う財源補正でございます。

28ページをお願いいたします。目5 児童扶養手当費685万1,000円の減額は、児童扶養手当費の確定によるものでございます。目6 児童手当費1,768万5,000円の減額は、児童手当費確定によるものでございます。

項3 人権同和対策費目3 人権啓発センター運営費につきましては、県補助金の確定に伴う財源補正でございます。

30ページをお願いいたします。款4 衛生費項1 保健衛生費目2 予防費につきましては、県補助金等の確定に伴う財源補正でございます。目3 母子衛生費61万2,000円の減額は、県補助金などの確定に伴う財源補正及び未熟児養育医療扶助費の実績によるものでございます。目6 健康づくり推進費につきましては、県補助金確定に伴う財源補正でございます。

32ページをお願いいたします。項2 清掃費目2 じん芥処理費につきましては、基金繰入金及びごみ処理手数料などの確定に伴う財源補正でございます。

款5 農林水産業費項1 農業費目1 農業委員会費及び目2 農業総務費につきましては、県補助金及び基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。目3 農業振興費のうち(12) 6次産業化推進事業費につきましては、ワインを中心とした地元農産物のブランド化推進に係る事業の節予算の組み替えでございまして、すべて委託料で計上いたしました。報償費、需用費、補助金等に組み替えたもので、実施内容は変わりません。なお先ほどご説明いたしました平成28年度へ繰り越す繰越明許費の事業でもございます。

34ページをお願いいたします。(13) 農地中間管理事業費100万6,000円の減額は、地域集積協力金等の確定によるものでございます。目4 畜産振興費90万3,000円の減額は、畜産競争力強化対策整備事業費補助金の確定によるものでございます。目5 農地費29万7,000円の増額は、県営事業負担金の確定によるものでございます。

項2 林業費目2 林業振興費のうち(2) 松くい虫防除対策事業費65万9,000円の減額は、松くい虫枯損木伐倒委託料等の確定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。(4) 有害鳥獣対策費につきましては、県補助金の確定に伴う財源補正でございます。

款6 商工費項1 商工費目7 温泉施設運営費は、基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。

款7 土木費項1 土木管理費目1 土木総務費168万円の減額につきましては、有料道路割引通行券購入費の確定によるものでございます。

項2 道路橋りょう費目1 道路橋りょう総務費につきましては、基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。

38ページをお願いいたします。目3 道路新設改良費のうち(1) 市単独道路改良工事費につきましては、基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。(3) 社会資本整備総合交付金事業のうち(1)の橋梁長寿命化修繕計画は、地方債の確定に伴う財源補正でございます。(3) 道路舗装

等修繕事業5,855万5,000円の減額は、舗装修繕工事費などの事業費確定及び社会資本整備総合交付金などの確定に伴う財源補正でございます。

項3河川費目1河川総務費につきましては、基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。

項5住宅費目1住宅管理費879万4,000円の減額につきましては、日向が丘団地建設事業及び市営住宅の改修工事費の確定によるものでございます。

40ページをお願いいたします。目2建築指導費264万1,000円の減額は、道路後退用地整備事業の確定によるものでございます。

款8消防費項1消防費目3消防施設費につきましては、地方債及び基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。

款9教育費項1教育総務費目2事務局費につきましては、国庫補助金などの確定に伴う財源補正でございます。

42ページをお願いいたします。項2小学校費目1学校管理費及び目2教育振興費につきましては、国庫補助金及び地方債の確定に伴う財源補正でございます。

項3中学校費目1学校管理費及び目2教育振興費につきましては、国庫補助金、地方債及び基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。

44ページをお願いいたします。項4社会教育費目3青少年教育事業費12万7,000円の減額は、(5)の子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業費の確定によるものでございます。目9埋蔵文化財発掘調査費603万の減額は、県からの委託事業であります練沢遺跡発掘調査費の確定によるものでございます。

項5保健体育費目2学校給食運営費につきましては、基金繰入金の確定に伴う財源補正でございます。目3体育施設費311万4,000円の減額は、46ページをお願いいたします。中央公園のグラウンドのバックネット改修工事費の確定によるものでございます。

款10公債費につきましては、市債の償還金額の確定に伴う元金及び利子の減額補正でございます。恐れ入りますが、お戻りいただきまして12ページをお願いいたします。歳入についてご説明をいたします。

款2地方譲与税から款11の交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ国の交付金額等が確定したための補正でございます。

款2地方譲与税は、項1地方揮発油譲与税275万9,000円及び項2自動車重量譲与税1,093万2,000円の増額でございます。

款3利子割交付金は、20万4,000円の増額でございます。

款4配当割交付金は、456万8,000円の増額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は、1,399万9,000円の増額でございます。

款6地方消費税交付金は、2億110万9,000円の増額でございます。

款7ゴルフ場利用税交付金は、105万6,000円の増額でございます。

款8自動車取得税交付金は、2,028万6,000円の増額でございます。

款10地方交付税は、2億3,933万6,000円の増額でございます。特別交付税の増でございます。

款11交通安全対策特別交付金は、89万9,000円の増額でございます。

款12分担金及び負担金項1分担金目1農林水産業費分担金90万1,000円の減額は、県営事業の柵津御堂地区受益者分担金等の減によるものでございます。

14ページをお願いいたします。項2負担金目1総務費負担金16万3,000円の減額は、職員退職手当基金積立金負担金について、職員給料額の確定によるものでございます。目2民生費負担金326万7,000円の増額は、私立保育料及び広域保育料の増額並びに災害救助費市町村繰替支弁交付金の増額によるものでございます。なお、この交付金については、東日本大震災避難者受け入れに伴う市営住宅使用料の減免に係る交付金でございます。目5衛生費負担金3万4,000円の減額は、未熟児養育医療費負担金でございます。

款13使用料及び手数料項1使用料目2民生使用料1,009万2,000円の増額は、公立保育園の保育料、広域保育料及び行政財産使用料の増によるものでございます。目6土木使用料218万4,000円の増額は、道路占有料及び公共物管理占有料の増によるものでございます。

項2手数料目3衛生手数料300万円の減額は、ごみ処理手数料の減によるものでございます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金1,136万円の減額は、子どものための教育・保育給付費負担金などの確定によるものでございます。目3教育費国庫負担金9,000円の減額は、子どものための教育・保育給付費負担金の減によるものでございます。

項2国庫補助金目1民生費国庫補助金181万6,000円の減額は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業事務費補助金などの確定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。目3土木費国庫補助金7,783万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の確定によるものでございます。目4教育国庫補助金6万5,000円の減額は、小学校、中学校の特別支援教育奨励費補助金などの確定によるものでございます。目5総務費国庫補助金768万2,000円の減額は、個人番号カード交付事業費補助金などの確定によるものでございます。

項3委託金目3教育費委託金13万1,000円の減額は、子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業委託金の確定によるものでございます。

次に、款15県支出金項1県負担金目1民生費県負担金92万8,000円の減額は、子どものための教育・保育給付費負担金などの確定によるものでございます。目2衛生費県負担金14万5,000円の減額は、未熟児養育医療費負担金の確定によるものでございます。目3教育費県負担金9万4,000円の増額は、子どものため教育・保育給付費負担金の確定によるものでございます。

項2県補助金目1総務費県補助金20万8,000円の増額は、土地利用規制等対策費交付金などの確定によるものでございます。目2民生費県補助金20万2,000円の増額は、家庭的保育事業費補助金などの確定によるものでございます。目3衛生費県補助金9万6,000円の減額は、健康増進事業費補助金などの確定によるものでございます。

18ページをお願いいたします。目4 農林水産業費県補助金340万9,000円の減額は、農業委員会交付金などの農業費補助金、森林造成事業補助金などの林業費補助金及び畜産費補助金の確定によるものでございます。目5 土木費県補助金73万9,000円の減額は、有料道路通行料金負担軽減事業助成金の確定によるものでございます。

項3 委託金目2 民生費委託金5万8,000円の増額は、多子世帯応援クーポン券事業委託金の確定によるものでございます。目4 教育費委託金603万円の減額は、練沢遺跡発掘調査委託金の確定によるものでございます。

款16財産収入項1 財産運用収入目1 財産貸付収入152万1,000円の減額は、教職員住宅貸付料の確定によるものでございます。目2 利子及び配当金11万円の増額は、財政調整基金の利子でございます。

項2 財産売払収入目1 不動産売払収入470万8,000円の増額は、廃止された赤線等の道路敷地の売払収入金でございます。目2 物品売払収入130万8,000円の増額は、資源物売払収入金でございます。

款17寄附金300万円の増額は、教育振興寄附金でございます。

款18繰入金項1 基金繰入金5億1,239万2,000円の減額は、公共施設等整備基金、減債基金及び財政調整基金からの繰入金の減でございます。

款20諸収入項2 貸付金元利収入目4 教育費貸付金元利収入24万円の減額は、育英資金貸付金回収金の確定によるものでございます。

20ページをお願いいたします。項3 雑入目2 雑入153万6,000円の減額は、保育所運営費負担金過年度精算金などの確定によるものでございます。

款21市債は、いずれも事業費の確定によるものでございまして、目3 総務債20万円の減額は小型ポンプ積載車等整備事業の減によるものでございます。目4 土木債4,680万円の減額は、橋梁長寿命化修繕事業などの公共事業等債の減、及び市営住宅日向が丘団地建設事業など公営住宅建設事業債の減によるものでございます。目5 教育債870万円の減額は、中央公園武道館前駐車場舗装整備事業、及び小・中学校非構造部材耐震補強整備事業の減などによるものでございます。

次に飛びますが、48、49ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。表の中ほどの当該年度中増減見込みの補正額欄をご覧いただきたいと思いますが、普通債のうち(1)の総務、(5)の土木、(6)の教育に補正がございまして、その合計につきましては下段でございますが、5,570万円の減額となります。そして当該年度末現在高見込額につきましては、この表の最下段の合計欄の右側に記載がございまして、ここには繰越明許に係る額も含めまして214億1,424万2,000円の見込みとなるものでございます。

以上、議案第38号 平成27年度東御市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井寿彦君) これから議案第38号について質疑を行います。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは1点のみお願いしたいと思います。

38ページでございます。土木費、道路舗装等修繕事業ということで、補正で5,855万5,000円が上  
がっているわけなのですけれども、先ほど財源補正もあるというお話だったのですけれども、全体  
1億円の中で5,800万円、結構大きな額になるんですが、道路関係については各地区でぜひやっ  
てほしいという要望が結構上がっているわけなんですけれども、その辺についてはどのぐらい実際  
にできたのかどうなのか、そこで事業が未実施になっているものがあるのかどうなのか、それにつ  
いてお尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 38ページ、39ページの道路舗装修繕事業につきましては、まず委  
託料でございますけれども、下八重原大日向線の構造物の修繕設計につきまして、こちらにつつま  
しては実績によるもので、減でございます。

また工事請負費につきましては、和110号線、これはサンラインになりますけれども、こちら  
の方と田中西海野線の舗装修繕を国の補助金交付決定を申請したわけでございますけれども、要望額  
まで交付されなかったために、緊急であります和110号線、サンラインの方を要望額の実施をした  
ものでございます。

なお田中西海野線につきましては、これは交付決定の額が少なかったために、実施箇所を1,100  
メートルから260メートルに減にしたものでございます。これによりまして5,855万5,000円の減と  
なっております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今のお話ですと、田中西海野線が補助金の交付決定が得ることができず、  
1,100メートルから260メートルになったというお話なんですけれども、これについてはこちら側の  
要望と、それから国や県のもくろみが違ったということなんでしょうか。その原因は何でしょう。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 国の交付決定額が少なかったものでございまして、この国の交付  
決定額に合わせた、見合った分の舗装修繕を実施したものであるということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 3回目になりますので、これで終わりますけれども、それ、ちょっとよく  
わからないんですが、事前にその辺のところ国や県との調整が不十分だったということなんでしょう  
か。それともそれについて具体的にお尋ねしたいと思うんです。それでこれ、削減されるのはい  
いんですけども、そうしたらほかの方にその予算を振り分けることはできなかったんでしょうか。  
それについてお尋ねします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 済みません、財源の関係でありますので、私の方からちょっと申し上げたいと思いますが、この社会資本交付金事業につきましては、非常に国の方も厳しい状況がございまして、こちらの要望がすべてつくものではなかったということですが、ぎりぎりまで要望をしていたという中で、実をいいますと、この交付金につきましては年度末ぎりぎりまで確定にならない部分があったので、そこを狙っていたという事情がございました。引き続き要望はしていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第 6 議案第39号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第 7 議案第40号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第 8 議案第41号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第39号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第7 議案第40号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第8 議案第41号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第39号、40号及び41号の議案につきまして、ご説明申し上げます。

最初に議案書の3ページをお開きください。

議案第39号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

4ページをご覧ください。

専第3号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法の規定により平成28年3月31日に専決処分したものです。

中段以降は改正条文です。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の条例の専決処分に関する資料をご覧ください。この資料の1ページをお開きください。

東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部改正の概要についてです。

1、条例の名称は、東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が3月31日に公布されたことに伴い、市の税条例についても所要の改正を行うというものでございます。

3、改正の概要は、地方税法で一律に定めた課税標準の特例措置のうち、地方自治体が条例で定めるようにする地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の対象となる太陽光発電設備など再生可能エネルギー発電施設等の課税標準額の低減を図るほか、字句の整備を行うというものでございます。

4、施行期日は、税条例の一部改正は平成28年4月1日、第2条の平成27年東御市条例第17号の税条例の一部を改正する条例の一部中のたばこ税に関する経過措置などに係る規定の一部の字句整備については平成29年1月1日でございます。

5、その他は、改正後の規定の適用について必要な経過措置を設けるものでございます。

2ページからは、この条例の新旧対照表ですが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第40号をご説明申し上げます。議案書に戻っていただき、議案書の9ページをお開きください。

議案第40号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

10ページは別紙で、中段以降は改正条文でございます。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の資料をご覧ください。資料の13ページをお開きください。

1、条例の名称は、東御市都市計画税条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、地方税法等の一部を改正する等の法律及び関係法令の施行に伴い、所要の改

正を行うというものでございます。

3、改正の概要は、地域決定型地方税制特例措置の対象である都市再生特例措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋の課税標準額の割合を5分の4とするほか、改正により生じた条項ずれの整備を行うというものでございます。

4、施行期日は、平成28年4月1日です。

5、その他は改正後の規定の適用について、必要な経過措置を設けるものでございます。

引き続き、議案第41号をご説明申し上げます。申しわけございません、また議案書にお戻りをいただきまして、13ページをお開きください。

議案第41号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

14ページは別紙でございまして、中段以降改正条文でございます。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の資料をご覧ください。19ページをお開きください。

1、条例の名称は、東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3、改正の概要は、平成28年度国民健康保険税の課税分から、賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の改正等を行うというものでございます。

(1)は、医療保険分と後期高齢者支援金分の賦課限度額をそれぞれ2万円引き上げるというものでございます。

(2)は、低所得者に対して軽減判定所得の基準額の算定において、被保険者等の人数に乗ずべき金額を5割軽減で5,000円、2割軽減で1万円それぞれ引き上げるものでございます。

4、施行期日は、平成28年4月1日であります。

5、その他は改正後の規定の適用について、必要な経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第39号から41号の3議案につきまして、提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから本3議案について、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第39号について質疑を行います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） この条例は、いわゆるわがまち特例の適用に伴うものですが、わがまち特例については平成24年度の税制改正で導入されて、27年度から順次実施されたという経緯がありますが、これまで本市議会であまり論議されていなかったことでもありますので、本会議では。改めてこのわがまち特例というのがどういう考え方で行われたものであるか。東御市でその適用をどう

いうふうな考え方で進めてきたのかという基本点をお伺いしたいと思います。

2番目に、具体的な課題、本条例の具体的な中身ですが、再生可能エネルギーの導入を促進するというので、国において課税標準の特例を設けたわけですが、太陽光、風力発電設備については3分の2、それから水力発電、地熱発電、バイオマス発電については2分の1ということで、特例率を定めるわけですが、これはどういう考え方で設定したのか。それでこれは税務当局だけではなくてそれぞれ所管する部署がありますよね、それぞれの事業について。その辺の関連部署との協議の過程といいますか、どういう協議をして、こういう結論に至ったのかという2点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） まず、わがまち特例でございますけれども、ご承知のとおり従来法律で一律に決めていた課税標準、または税額の特例措置を各自治体の自主的な判断に基づき条例で決定できるようにするものでございます。

今回の地方税法等の改正に伴う条例は、ご指摘のとおり再生可能エネルギーの発電施設等に係る課税標準の特例を法律の範囲で定めるという条例でございます。県内の各自治体の状況、それからご指摘のとおり24年度から今まで東御市でもわがまち特例を条例化してきたわけでございますけれども、特例率の今までの取り扱いについてとの整合性、あわせて財政の健全性等を考慮した上で、国の参酌数値をもって特例率を定めました。

それとあと内部検討の件でございますけれども、1つは今回の再生可能エネルギーにつきましては、私が所管している市民生活部にございます。それと条例の改正につきましては、法規審査委員会という機関がございまして、そこで全庁から担当職員が議論するという場でございますので、そういった内部的な手続きを経て、条例改正をし、本日承認を求めるものでございます。

大ざっぱにいきますと、東御市の強みを生かしながらも、土地活用の意欲、それから秩序ある土地利用とのバランス等を勘案して今回条例改正をしたということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） わかりましたけれども、特に今回、課題になった再生可能エネルギーの導入の促進についてですけれども、3分の2、2分の1は国が示した参酌基準を移し込んだということのようではありますが、担当官庁の参酌基準をもとにしながらも、幅を設けていると。その中で各自治体が裁量していいよというのがこのわがまち特例の特徴ですよね。水力、バイオマスについては2分の1というふうに参酌基準がなっていますが、この幅は3分の1から3分の2ということでもあります。そして太陽光及び風力発電についても、幅は2分の1から6分の5ということで、かなり幅があるんですね。

それで東御市においては、この3月議会でも報告がありましたけれども、第2次環境基本計画で自然エネルギーの普及については積極的にやりましょうということに、方針を出しましたし、市長も3月議会の方針を示す中で再生可能エネルギーの実行を今年の重点課題に据えてやろうというこ

とでした。私もその方向というのは非常に大事だと思うんですよ。それでこの条例改定で、この参酌基準でわがまち特例を適用するということであれば、これの国で示す参酌基準という基準だけではなくて、適用法の幅の中でより積極的に政策的誘導を図っていくというこの観点も必要なのではないかなというふうに思ったんですが、今回参酌基準で条例を移し込むわけですけれども、改めてそういう今、申し上げた観点から見直しもして、積極的に誘導策として採用していくということで、改定も含めた検討をぜひ進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） はい、ご意見としてお聞きしたいと思います。特に例えば太陽光発電の問題につきましては、議員さんにもお骨折りをいただいておりますけれども、土地利用の意欲の問題と秩序ある土地利用、市としての計画の中で、その土地がどうなんだということもございますし、また大体の開発につきましては、東御市をよくする条例の中で申請が上がってきまして、地元との協議の中に市が入らせていただくということをさせていただいております。それから議会でもご指摘いただきましたように、太陽光発電、家庭用として補助金としてどうなんだというような多方面のその事業を進めるインパクトというのがございますので、ご意見をお聞きしながら、総合的に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第40号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第41号について質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで10分間、休憩します。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○議長(櫻井寿彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第 9 議案第43号 東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第10 議案第42号 平成28年度東御市一般会計補正予算(第1号)

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第9 議案第43号 東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第42号 平成28年度東御市一般会計補正予算(第1号)、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) ただいま一括上程となりました議案第43号及び議案第42号につきまして、提案説明を申し上げます。

最初に議案第43号でございます。議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。まず議案書の17ページをお願いいたします。

議案第43号 東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の23ページをお開きください。

東御市監査委員に関する条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

関係条例といたしまして、東御市監査委員に関する条例と、東御市特別職の職員の給与に関する条例がございます。このうち東御市監査委員に関する条例につきましては、監査委員事務局所管でございますが、一括して私の方でご説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、今後ますます多様化する地方自治体業務に対する監査機能の強化を図るために所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、地方自治法で規定されております監査委員の定数2人を、これは必要に応じて条例で増員できることから、1人増員いたしまして3人に改めるものでございます。また、識見を有する者のうちから選任された委員のうち、代表監査委員以外の委員の報酬額を新たに設けるものでございまして、記載のとおり代表監査委員については従前どおり月額8万7,000円、代表監査委員以外の委員については月額8万円という形でございます。

このように設定した考え方といたしましては、識見を有する者のうちから選任された委員で代表監査委員と代表監査委員以外の違いにつきましては、地方自治法第199条の3の第2項によりますと、代表監査委員は監査委員に関する庶務及び損害賠償または不当利益返還の請求を目的とする訴訟に関する事務を処理することとなっております。また代表監査委員につきましては、9月の議会におきまして決算審査報告をするために本会議に出席する必要があるとございます。

以上の点を踏まえまして、代表監査委員の報酬については現行どおりといたしまして、代表監査委員以外の委員の報酬につきましては、代表監査委員との責務の状況を踏まえまして差を設けたものでございます。

なお県内の報酬に差をつけている市の状況も踏まえた金額でございます。

続いて、施行期日につきましては公布の日でございます。

資料の24、25ページにつきましては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第42号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成28年度東御市一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の概要につきましては、監査委員増員に伴う監査委員の報酬及び費用の補正でございます。

議案第42号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4,317万4,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでござい

ます。

3ページから5ページにつきましては、説明を省略いたします。

8ページをお願いいたします。初めに歳出から申し上げます。

款2総務費項6監査委員費目1監査委員費117万4,000円の増額でございます。内訳でございますが、(2)監査委員費83万4,000円につきましては、監査委員増員に伴う報酬の増でございます。

(3)監査委員事務局諸経費34万円につきましては、監査委員増員に伴う費用弁償等監査業務に要する費用でございます。

11ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1の特別職で、下段の比較の欄の計をご覧くださいと思いますが、職員数1名の増及び報酬83万4,000円の増につきまして、監査委員の増員によるものでございます。

ページを戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。歳入でございます。

款18繰入金項1基金繰入金目1基金繰入金117万4,000円の増額は、財政調整基金からの繰り入れによるものでございます。

以上、議案第43号及び議案第42号につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 最初に議案第43号について質疑を行います。なお本議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例になっておりますので、申し添えます。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは1点お尋ねしたいと思います。監査委員の方々、任務が過重ということで、今回増員ということは喜ばしいことでもありますし、それに対して私も賛成するものですが、特にこの時点で監査委員増員ということは何かあったのかどうか、その辺の思惑等についてお聞きしたいと思います。

それから周辺の市段階で監査委員3名というところはどこがあるのか、それについても調査してありましたらお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ご質問2点いただきましたが、1点目のこの時期の、なぜ増員するのかということですが、地方分権の進展に伴いまして、地方自治、地方公共団体の自主性、自立性の拡大ということがあります。こういった中で、地方行政のあらゆる分野で公正で効率的な運営を確保していくために、重要な使命を果たしていただいております監査委員の役割が増大しているということでございます。

更に公正で能率的な行政の確保に対する市民の関心が一段と高まっているというふうに感じておりますし、更に監査機能の充実強化を図る観点から増員を行うということでございます。

監査項目の主なものは、定期監査ですとか、行政監査、財政援助団体等に関する監査及び請求、要求に基づく監査などがございまして、そのほかにも毎月例月出納検査、また決算審査や基金の運用状況審査等ございまして、非常に業務が多岐多様化しているということを勘案したものでございます。よろしく願いいたします。

○7番（若林幹雄君） 周辺自治体の。

○総務部長（掛川卓男君） 失礼しました。あと1点、周辺自治体といたしますか、県内では3人以上置いているところは10団体ございます。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

総務文教委員は、別室において総務文教委員会を開催の上、審査を願います。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時32分

---

再開 午前11時40分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

議案第43号に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、5月16日に付託された議案について、同日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

議案第43号 東御市監査委員に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第43号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとの決定であ

ります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号について質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで人事議案5件に対する議案書の配付をいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時43分

---

再開 午前11時44分

○議長(櫻井寿彦君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

#### ◎日程第11 議案第44号 副市長の選任について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第11 議案第44号 副市長の選任についてを議題とします。

ここで副市長から退席の申し出がありましたので、これを認めます。

(副市長 退席)

○議長(櫻井寿彦君) 本案を書記に朗読させます。

○書記 先ほどお配りいたしました別冊の議案書をご覧ください。

議案第44号 副市長の選任について。

下記の者を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

東御市八重原、田丸基廣。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第44号 副市長の選任につきまして、提案説明を申し上げます。

地方自治法第162条に、副市長の選任が規定されております。副市長は、市長を補佐し、市長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより市長の職務を代理すると規定されており、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任することとされております。

現在、副市長の田丸基廣さんの任期が平成28年5月18日で満了となることから、引き続き選任いたしたいものでございます。

田丸さんは、これまでの豊富な経験と知識で培った実力を存分に発揮され、その卓越した手腕で副市長としてこの4年間、多くの課題に真摯に取り組まれ、私を支えてこられました。これからの市政に対する私の思いを形にしていくため、そして地方創生を進め東御市を更にすばらしい市にしていくために、副市長として適任であろうと考えております。

なお任期は4年でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とします。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで副市長の入場を認めます。

（副市長 入場）

---

## ◎日程第12 議案第45号 教育委員会委員の任命について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第45号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。本議案を書記に朗読させます。

○書記 議案第45号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

東御市田中、小林経明。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案についての提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第45号 教育委員会委員の任命につきまして、提案説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市の教育委員会の設置が規定されておりまして、教育長及び4人の委員をもって組織しております。今回1名の方が任期満了となりますので、教育委員の任命をお願いするものでございます。

現在、教育委員として在職いただいております常田の小林経明さんの任期が平成28年5月18日で満了となることから、引き続き任命いたしたいものでございます。

小林さんは、法政大学を卒業後、学校法人信学会の講師を経て、現在は専務理事をされておられます。教育委員は平成20年5月19日から就任されておまして、教育現場の事情に明るく、高潔な人格、識見の持ち主であることから、適任であると考えております。

任期は4年間でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第45号の質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第13 議案第46号 監査委員の選任について

◎日程第14 議案第47号 監査委員の選任について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第13 議案第46号 監査委員の選任について、日程第14 議案第47号 監査委員の選任について、以上2議案を一括議題とします。本2議案を書記に朗読させます。

○書記 議案第46号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

東御市柵津、北澤昌雄。

略歴等は議案書のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第47号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

東御市新張、塩川壽友。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長(櫻井寿彦君) 本2議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(花岡利夫君) ただいま上程となりました議案第46号及び議案第47号 監査委員の選任につきまして、提案説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項に監査委員の選任が規定されております。監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関し優れた識見を有する者、及び議員のうちから選任することとなっております。また先ほど議案第43号におきまして、関係条例の一部改正をご決定いただきましたので、識見を有する者として1名増員し、2名の識見を有する者の選任についてご提案申し上げるものでございます。

まず議案第46号でございます。今回識見を有する監査委員の任期が平成28年5月18日で満了となることから、新たに識見を有する者として、柵津姫子沢の北澤昌雄さんを選任いたしたいものでございます。

北澤さんは、長く金融機関に勤務されたほか、財団法人においてコンサルティング業務に携われており、企業会計や財務管理にも精通され、人格、識見ともに監査委員として適任であります。

任期は4年でございます。

次に、議案第47号でございます。監査委員の増員に伴いまして、新たに識見を有する者として新張横堰の塩川壽友さんを選任いたしたいものでございます。

塩川さんは、長く農業協同組合に勤務された経験から、事業の現場や経営にも精通され、人格、識見ともに監査委員として適任であります。

任期は4年間でございます。

このたびの条例改正の趣旨からも、お2人が相互に得意分野を補完いただきながら、監査業務を遂行されますことを期待しております。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから本2議案についてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

まず議案第46号について質疑を行います。

堀高明君。

○18番（堀 高明君） 北澤さんについて、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、現職で長野経済研究所の上席コンサルタントであります。その現職は続けられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 現在64歳でございます。2月10日で65歳ということでございますので、来年の2月10日まで定年延長がされておる方でございます。現在、担当されている部署の引き継ぎが後任者が1年間かかってやられてきておられますので、あと2月までは在籍しながらではありますけれども、兼務が可能な状態に入っているということで、可能であるというふうに考えておりますけれども、来年の2月10日で兼任が解かれるという予定で考えております。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第47号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎日程第15 議案第48号 公平委員会委員の選任について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第15 議案第48号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案を書記に朗読させます。

○書記 議案第48号 公平委員会委員の選任について。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

東御市和、飯島貞夫。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第48号 公平委員会委員の選任につきまして、提案説明を申し上げます。

地方公務員法第7条の規定によりまして、地方公共団体は条例の規定により公平委員会を置くこととされております。公平委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を講ずるほか、不利益処分等の審査請求の裁決等を行う委員会でありまして、3人の委員をもって組織することとされております。

また、委員は人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとされております。

今回、公平委員3名のうち、1名の任期が平成28年5月23日で満了となることから、新たに栗林の飯島貞夫さんを選任いたしたいものでございます。

飯島さんは、市役所で生涯学習部長等の要職を歴任され、行政経験も豊富で人格、識見ともに公平委員に適任であると考えております。

任期は4年でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明といたしま

す。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第48号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第16 選挙第1号 東御市選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（櫻井寿彦君） 日程第16 選挙第1号 東御市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙については、議会事務局長から説明させます。

○事務局長（堀内和子さん） 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきまして、ご説明を申し上げます。

平成28年2月22日付で、市選挙管理委員会委員長から議長に対して、5月17日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了となることから、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙を行われたい旨の通知がありました。したがって同法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4名、同補充員4名の選挙を行うものであります。

任期はそれぞれ4年であります。

選挙管理委員及び同補充員は、選挙権を有し、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であり、かつ選挙等に関する罪を犯し刑に処された者でないこととなっております。

次に、選挙の方法でございますが、選挙は投票による方法と指名推選による方法がございます。投票による場合には公職選挙法が準用されますので、単記無記名投票になります。指名推選の場合には、全議員に異議がないことが条件となっております。

なお同補充員は、委員に欠員が生じたときに委員として補充されることから、あらかじめ補充される順序を決めておくこととなっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、馬場清子さん、佐藤文男君、柳沢廣幸君、井出幸一君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました馬場清子さん、佐藤文男君、柳沢廣幸君、井出幸一君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員には、深井佐代子さん、関清英君、葦澤昌代さん、成澤二四男君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました深井佐代子さん、関清英君、葦澤昌代さん、成澤二四男君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

---

◎市長閉会あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） ここで市長のあいさつがございますので、お願いいたします。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成28年東御市議会第1回臨時会閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

おかげさまをもちまして、人事案件、そして専決処分させていただきました平成27年度の東御市一般会計補正予算、更に条例を専決処分させていただいたものをそれぞれ決定、認定いただきまして厚く御礼申し上げます。

3期目、第4代東御市長として既に執務を遂行させていただいておりますけれども、これによりまして新たな人員配置が整いまして、市民の皆様方に喜んでいただける市政をしっかりと遂行してまいりたいというふうに考えております。

皆様方のご健勝とご活躍を祈念させていただきます、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成28年東御市議会第1回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 0時06分）

○事務局長（堀内和子さん） お知らせします。ただいまより表彰の伝達式を行いますので、そのまましばらくお待ちください。

去る4月27日、松本市で開催されました第91回北信越市議会議長会定期総会の席上におきまして、堀高明議員が表彰を受けられましたので、ここで表彰の伝達を行います。

堀議員には、恐縮ですが前にお進みください。

議長から伝達を申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 表彰状。

東御市、堀高明殿。

あなたは市議会議員として在職15年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがああります。よって、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰します。

平成28年4月27日。

北信越市議会議長会会長、松本市議会議長、犬飼信雄。

（拍手）

○事務局長（堀内和子さん） おめでとうございます。

○18番（堀高明君） ありがとうございます。

○事務局長（堀内和子さん） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。ありがとうございます。

した。